

廃止措置実施方針

(核燃料物質使用施設)

(施設編) 固体廃棄物前処理施設

(別冊 4)

令和 3 年 1 0 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 (南地区)

一 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称及び住所については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

二 工場又は事業所の名称及び所在地

工場又は事業所の名称及び所在地については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

1. 廃止措置対象施設

廃止に向けた措置の対象施設については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

2. 敷地

敷地については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

3. 廃止措置対象施設の状況

(1) 事業の許可等の変更の経緯

固体廃棄物前処理施設（以下「本施設」という。）は、昭和 55 年 3 月に許可を受け、昭和 59 年に建設された施設で、大洗研究所の核燃料物質によって汚染された大型の機器等の廃棄物を廃棄物管理施設において処理可能な大きさにすることを目的とした施設であり、燃料材料試験施設から発生する大型不定形廃棄物の前処理に関連した設備等の新設及び撤去に関連する変更許可申請を実施し、今日に至っている。

本施設の核燃料物質使用変更許可の経緯を添付に示す。

(2) その他（廃止措置に資する設計上の考慮）

その他（廃止措置に資する設計上の考慮）については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

(3) その他（許可との関連）

その他（許可との関連）については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

四 解体の対象となる施設及びその解体の方法

1. 解体の対象となる施設

本施設の解体の対象は、核燃料物質使用変更許可申請書の通り以下の施設・設備等である。

施設名	建物名	管理区域	廃止に向けた措置 終了の想定
固体廃棄物前処理施設	固体廃棄物前処理施設	有	一般施設として利用

	設備等		解体撤去 対象
気体廃棄施設	排風機		○
	排気フィルタ		○
	排気口		○
	排気モニタ		○
	ダクト		○
液体廃棄施設	排水槽		○
	廃水処理装置		○
	排水モニタ		○
	サンプリング設備		○
固体廃棄施設	セル	搬出入セル	○
		α除染セル	○
		α解体セル	○

	設備等		解体撤去 対象	
固体廃棄施設			<ul style="list-style-type: none"> ・セル内クレーン ・回転作業台 ・プラズマ溶断機 ・プラズマダスト回収装置 ・ハクソ ・プレス ・廃液フィルタ 	
	セル	βγ解体セル	<ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽窓 ・天井ポート、天井ハッチ ・仕切扉 ・マニプレータ ・パワーマニプレータ ・セル内クレーン ・プラズマ溶断機 ・回転作業台 	○
		βγ搬出セル	<ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽窓 ・遮蔽扉 ・廃棄物搬出ポート ・トランスファポート 	○
	ホール	α搬入ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・気密扉 ・天井ハッチ 	○
		α除染ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・気密扉 ・トランスファポート ・フロッグマンポート ・フロッグマン緊急脱出口 ・ホール内クレーン ・回転作業台 ・電解研磨除染装置 	○
		α解体ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・トランスファポート ・フロッグマンポート ・フロッグマン緊急脱出口 ・廃棄物搬出ポート ・プラズマ溶断機 ・プラズマダスト回収装置 ・ホール内クレーン ・プラズマ用作業台 ・ホール内作業台 ・プラズマ溶断用遠隔操作装置 	○
	共通設備	移送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・コンベア ・移送台車 	○
		フロッグマン設備		○

	設備等		解体撤去対象	
固体廃棄施設		ゲート モニタ	・廃棄物線量率測定装置	○
		気送管 設備	・グローブボックス ・送受信機	○
		除染捕集 設備	・廃液試料測定用フード ・グローブボックス ・サンドブラスト洗浄装置 ・除染試験用フード	○
	運転管理設 備	ボイラー設備		×
		温水生成 設備	・温水生成熱交換器 ・温水貯槽 ・温水ポンプ ・温水圧ポンプ	×
		荷役運搬 設備	・クレーン ・キャスク ・コンテナ ・液体廃棄物輸送容器	○
		警報設備		○
		インターロック設備		○
		放射線管理 設備		セル内モニタリング設備 管理区域内モニタリング設備 ローカルエアサンプリング設備 排気筒モニタ 放射線監視盤 放射線測定器
	非常用設備	非常用 電源設備	・ディーゼル発電機 ・無停電電源装置	×
		消火設備	・セル内消火設備 ・ホール内消火設備	○
	保管廃棄施設			○

*: 非管理区域に設置されている設置機器は解体撤去の対象外とする。また、解体撤去対象とした設備等についても、非管理区域に設置されている部分は対象外とする。

2. 解体の方法

(1) 廃止措置の基本方針

廃止に向けた措置の基本方針は、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

(2) 解体の方法

廃止に向けた措置作業は、(a)～(g)について、許可を得ながら実施する。(a)で施設内の放射性廃棄物を他施設に移動した後、部分的に解体撤去を実施する設備について許可を得て、解体撤去を実施する設備が無くなるまで、(b)及び(c)を繰り返し実施した後、(d)～(e)を実施する。全ての設備が解体撤去し終わった後に、(f)及び(g)を実施する。解体により発生した固体廃棄物の払出しについては(f)が終了するまでに実施する。

- (a) 施設内の放射性廃棄物の移動
- (b) 表面汚染、設備内部の除染
- (c) 設備の解体撤去
- (d) 解体により発生した固体廃棄物の払出し
- (e) 汚染箇所等のはつり除去
- (f) 仮設排気装置への切替え及び給排気設備等の撤去
- (g) 管理区域の解除

1) 表面汚染、設備内部の除染及び設備の解体撤去

核燃料物質使用変更許可後に実施する工事は、①解体撤去を行うための措置、②汚染のある撤去対象設備の解体撤去、③汚染のない撤去対象設備の解体撤去である。撤去対象設備のうち、セル、ホール、グローブボックス及びフードの内部、並びにそれらの高性能エアフィルタ及び排気ダクト配管内部は核燃料物質等により汚染している。一方、上記以外にあるユーティリティ配管、架台等は核燃料物質等による汚染がないと考えられる。以下に各工事の方法を示す。

また、各作業に係る安全は、「大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定」（以下「保安規定」という。）により管理する。

① 解体撤去を行うための措置

撤去対象設備表面の汚染状況を直接法及びスミヤ法によりサーベイし、汚染のないことを確認する。撤去対象設備のうち、内部が汚染している設備は②に示す方法で処置・廃棄を行う。汚染がないと考えられる設備は③の方法で処置・廃棄する。

また、グローブボックス、フードの独立については、これらに接続されている高性能エアフィルタ、排気ダクト配管、ユーティリティ配管、架台等を取り外して、独立させる。これらの取外しは、原則として火花を発生する工具を使用しないこととする。使用する場合は、防火対策を行うこととする。なお、グローブボックス、フードの基本的な独立手順を以下に示す。

- i) グローブボックス、フード内の除染又はペイントによる汚染の固定
- ii) ユーティリティ配管等の切離し、汚染がないことの確認及び閉止措置
- iii) 排気ダクト母管から高性能エアフィルタ下流側排気ダクト枝管の切離し、

汚染がないことの確認及び閉止措置

- iv) 高性能エアフィルタ及び排気ダクト枝管の切離し
- v) 取り付けられた架台等の取外し

② 汚染のある撤去対象設備の解体撤去

セル、ホール及びこれらの内装設備は汚染が想定されることから、これらの解体撤去は、マニプレータ等遠隔操作による除染・解体とセル、ホール内立入りによる除染・解体により進めることとする。いずれの作業においても、汚染状況を事前に調査し把握した上で適切な被ばく管理と安全対策を施し実施することとする。セル、ホール及びこれらの内装設備の解体撤去は基本的に以下の手順で行う。

- i) セル及びホールと切り離しが可能な設備について、汚染状況を把握した上で遠隔による除染と解体撤去を行う。
- ii) i)で遠隔による撤去ができない設備について、セル及びホールへの立入作業により除染及び解体撤去を行う。
- iii) i)、ii)の作業では、セル及びホールの負圧を維持したバウンダリを健全に維持した状態であること、作業員の安全を確認した作業計画書を策定した上で実施することとする。
- iv) セル及びホールの内装設備の撤去終了後、遠隔又は立入りにより、セル及びホール内壁の除染、はつり及びライニング撤去を行う。
- v) ii)の後、汚染検査によりセル及びホール内に汚染のないことを確認する。確認後、遮蔽窓、ポート等境界を構成する設備を撤去する。

セル、ホールの外にあって汚染を内包する設備（廃液タンク、グローブボックス、フード等）については、以下の手順により解体を行う。

- i) あらかじめ汚染状況を調査し、汚染の程度に応じ解体用グリーンハウスを設置する。解体用グリーンハウス内では、エアラインスーツ又は全面マスクを着用し、電動工具を用いて解体を行う。
- ii) グローブボックスは、ビニルバッグ等で汚染の拡散を防止しつつ切り離し、解体用グリーンハウス内で解体する。グローブボックスの一部撤去により開口部が生じる場合は、閉止措置を施すことにより、所定の気密性を保持する。
- iii) 発生する廃棄物は、放射性固体廃棄物として所定の容器（コンテナ等）に収納し、固体廃棄施設で保管する。

③ 汚染のない撤去対象設備の解体撤去

ユーティリティ配管、架台等の汚染がないと考えられる撤去対象設備は、直接法

及びスミヤ法によりサーベイし、汚染のないことを確認する。発生する廃棄物のうち、内部をサーベイできないものについては、放射性固体廃棄物として所定の容器（コンテナ等）に収納する。

使用履歴や設置状況等で、付着・浸透等の汚染及び放射化による汚染がないと判断される設備については、「放射性廃棄物ではない廃棄物」として処分する。

原子力規制委員会からクリアランスレベル以下であることを確認されたものについては、放射性廃棄物として扱わなくてもよいもの（CL）として、可能な限り再生利用に供する。

2) 汚染箇所等のはつり除去

必要に応じて、管理区域内の壁、床及び天井の汚染箇所のはつり除去を行うとともに、床材、扉等の表面塗膜の除去を行う。

3) 仮設排気装置への切替え及び給排気設備等の撤去

仮設排気装置の設置及び建家負圧の維持を確認後に、既存の給排気設備を停止する。排風機及び排気ダクトを必要に応じて切断し、撤去を行う。また、必要に応じて、撤去後の周辺床等の汚染箇所のはつり除去を行う。

4) 管理区域の解除

管理区域の解除に当たっては、建家内各部屋のサーベイ（直接法及びスミヤ法）を実施し、汚染のないことを確認後に、所定の手続を行う。

五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

本施設に核燃料物質はない。

六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

1. 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法

(1) 汚染分布の評価

本施設の汚染は、核燃料物質等を含む廃棄物を取り扱った設備内に分布しており、汚染が想定される領域は建家内の第1種管理区域¹内である（図6-1～図6-4参照）。詳細な汚染分布は、廃止に向けた措置の開始前までに、運転実績、空間線量、汚染サーベイ結果状況等から推定する。

※1 第1種管理区域

空気中の放射性濃度又は表面密度が核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域

(2) 評価方法

1) 放射化汚染

本施設については、放射化汚染はないため、該当しない。

2) 二次的な汚染

設備の内部には核燃料物質等による汚染があるが、放射線作業計画の立案に当たり、詳細なサーベイを行い、汚染レベルを明確にする。

2. 除染の方法

設備内部の遊離性汚染は、作業者の被ばく低減等のため、アルコール等による除染により可能な限り除去した後、ペイントにより汚染を固定する。

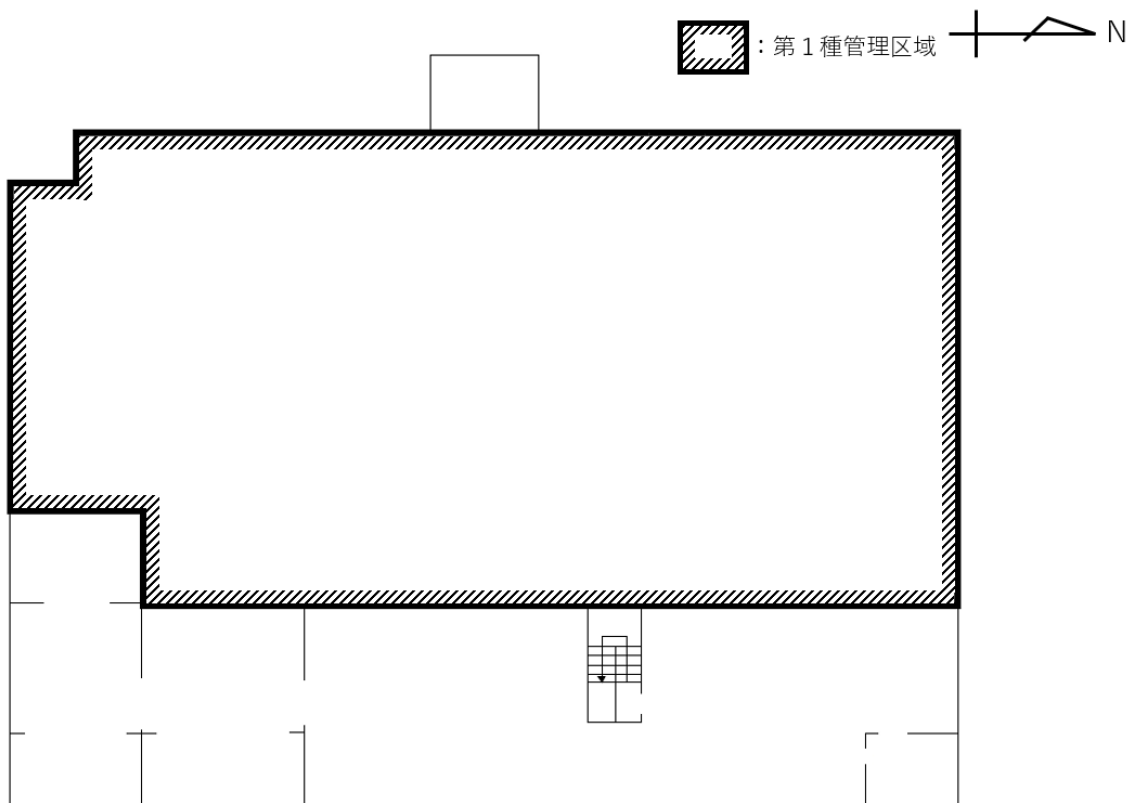


図 6-1 固体廃棄物前処理施設における第1種管理区域（地階）

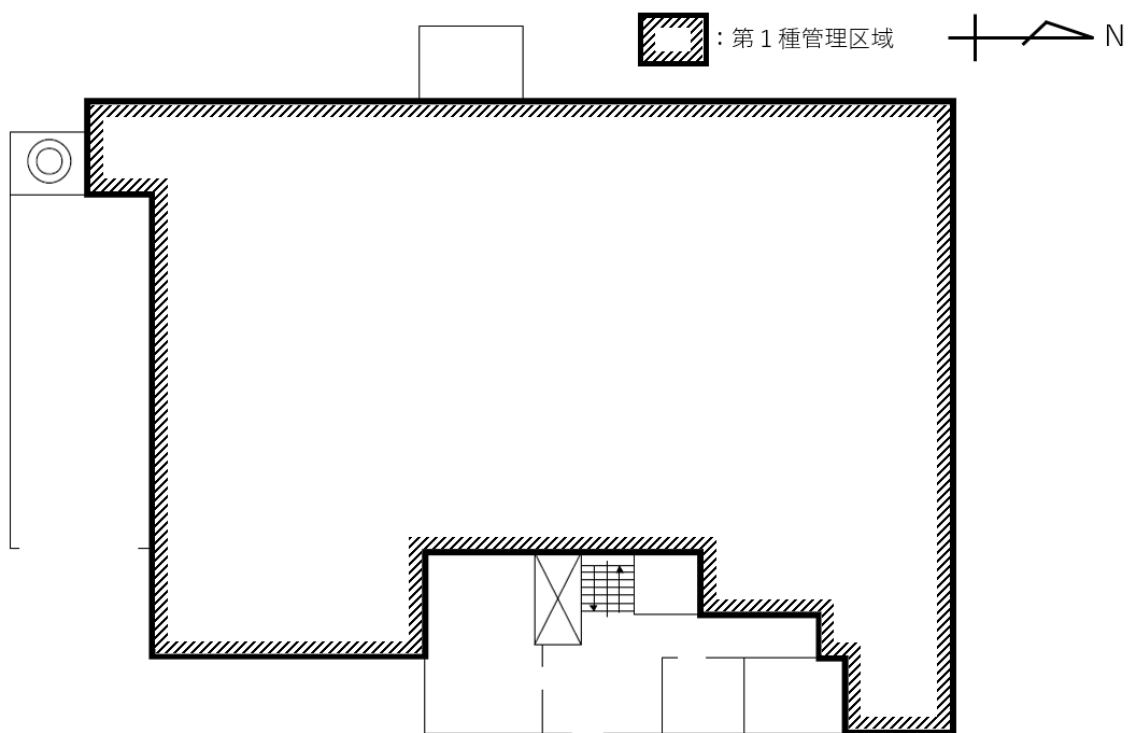


図 6-2 固体廃棄物前処理施設における第1種管理区域（1階）

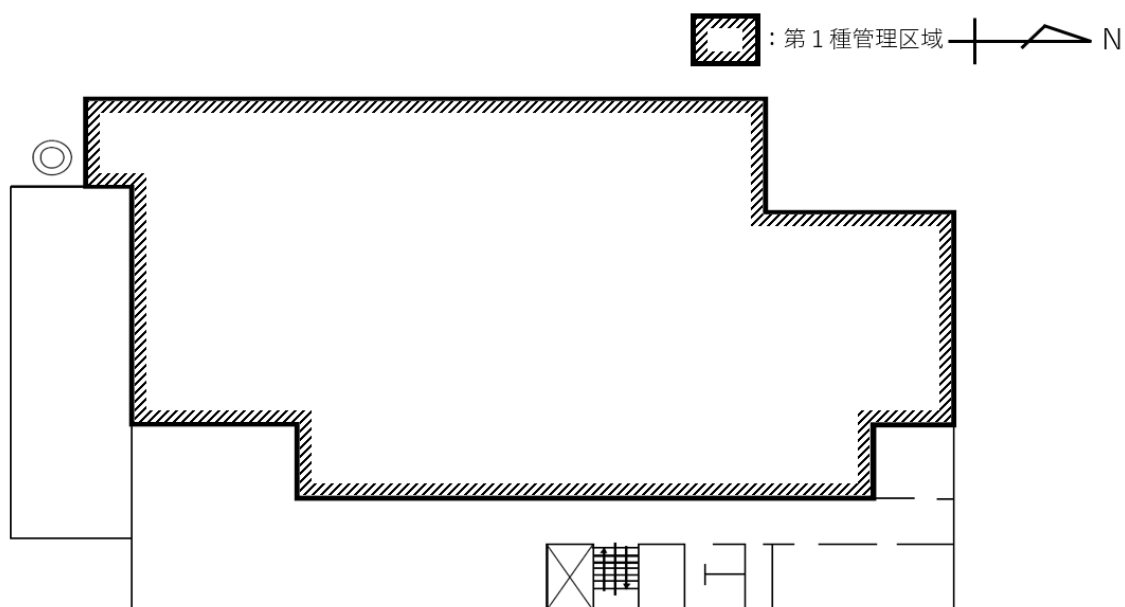


図 6-3 固体廃棄物前処理施設における第1種管理区域（2階）

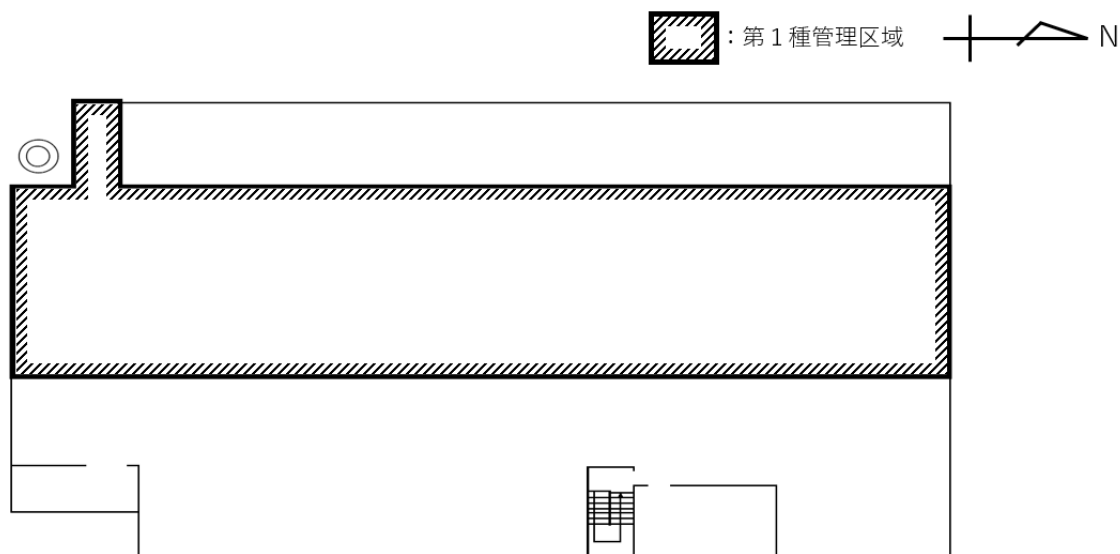


図 6-4 固体廃棄物前処理施設における第 1 種管理区域（3 階）

七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

1. 放射性気体廃棄物の廃棄

廃止に向けた措置期間中に発生する放射性気体廃棄物は、主として、汚染された金属、コンクリート等の切断等において発生する放射性塵埃である。これらの放射性気体廃棄物が発生する場合は、核燃料物質使用変更許可申請書に記載された気体廃棄施設で除去した後、濃度限度を超えていないことを管理する。核燃料物質使用変更許可申請書に記載された気体廃棄施設は、解体段階に応じて、保安規定に基づき維持・管理する。

解体用グリーンハウスの排気は、高性能エアフィルタ、専用排気装置を経て、放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度以下であることを監視しながら、既存の気体廃棄施設から環境へ放出する。

2. 放射性液体廃棄物の廃棄

廃止に向けた措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、使用中と同様、低レベル放射性廃水、施設廃水である。これらの放射性液体廃棄物が発生する場合は、核燃料物質使用変更許可申請書に記載された放出管理を実施する。核燃料物質使用変更許可申請書に記載された液体廃棄施設は、解体段階に応じて、保安規定に基づき維持・管理する。

3. 放射性固体廃棄物の廃棄

(1) 放射性固体廃棄物の推定発生量

廃止に向けた措置期間中に発生する放射性固体廃棄物は、主として、施設・設備の解体で発生する金属、コンクリート等、解体撤去工事に伴う付随物等である。

現時点で主要な設備の放射能レベルを推定し、解体で発生する放射性固体廃棄物の発生量を評価した。その結果を以下に示す。また、廃止に向けた措置期間中に発生する固体廃棄物については、固体廃棄物前処理施設内の保管廃棄施設に保管するか、固体廃棄物の保管に係る許可を得て当該施設内に保管する。最終的には、当該固体廃棄物は管理区域解除までに他施設へ払い出すか廃棄事業者の施設に廃棄する。

廃止措置期間全体での放射性固体廃棄物の推定発生量

放射能レベル区分		発生量（トン）
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの比較的高い TRU 廃棄物 (L0)	0
	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	0
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 91
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 492
放射性廃棄物として扱わなくて良いもの (CL)		約 15
合 計※		約 598

※端数処理により、各区分の廃棄物量の合算値と「合計」の記載は一致しない場合がある。

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

1. 廃止措置期間中の放射線管理

本施設の解体・撤去に伴う放射線被ばく管理については、以下の通り実施する。

(1) 核燃料物質等による汚染の拡散防止のための措置に関すること

核燃料物質等で汚染された設備の撤去、壁等のはつり除去に当たっては、セル・ホール内、又はプレフィルタ及び高性能エアフィルタを備えた解体用グリーンハウス内で行い、汚染の拡散を防止するとともに、サーベイエリアを設定し、エリア退出時の汚染チェックを確実に実施する。

(2) 外部及び内部被ばく低減に関すること

核燃料物質等で汚染された設備の撤去、壁等のはつり除去に当たっては、保安規定等に基づき、作業場所の線量率等のモニタリング、作業時間の管理、一時的な遮蔽等による外部被ばくの低減及び呼吸保護具（エアラインスーツ、全面マスク等）の着用等による内部被ばくの防止を図る。

2. 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量評価

廃止に向けた措置期間中の平常時における周辺公衆の線量評価については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

本施設の廃止に向けた措置期間中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等については以下の通り評価した。

核燃料物質使用変更許可申請書の「安全対策書（施設編）」に記載のとおり、仮想事故としての火災事故、爆発事故、停電事故等について評価済みであり、周辺公衆への影響が5mSv以下であることを確認している。また、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機（安）101（平成27年1月19日付け26原機（安）106をもって修正）及び平成28年3月31日付け27原機（安）061（平成28年5月31日付け28原機（安）012をもって修正）をもって提出した報告書において、安全上重要な施設は特定されないことを報告しているため、地震、竜巻等による外部衝撃を考慮しても周辺公衆への影響が5mSv以下であることを確認している。

廃止に向けた措置期間中においても周辺公衆への影響が5mSvを超えることはない。

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

1. 廃止措置期間中に維持管理すべき施設の考え方

廃止に向けた措置期間中においては、(1)～(4)に示す建物、設備等は許可申請書に記載されている性能を維持する。以下に、建物、設備等に対する主な維持すべき性能又は機能、期間を示す。

(1) 建物・構築物等の維持管理

施設	建物・構築物等	維持すべき機能	維持すべき期間
廃棄施設	固体廃棄物前処理施設	閉じ込め機能及び放射線遮蔽機能	管理区域解除まで

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設の維持管理

施設	設備等の名称	維持すべき機能	維持すべき期間
気体廃棄施設	排風機	気体廃棄物の 処理機能	グローブボック ス、フード系は、 全グローブボック ス、フードの解体 撤去まで セル、ホール、部 屋系は管理区域解 除まで
	排気フィルタ	気体廃棄物の 処理機能	管理区域解除まで
	排気口	気体廃棄物の 処理機能	管理区域解除まで
液体廃棄施設	排水槽	液体廃棄物の 処理機能	管理区域解除まで
固体廃棄施設	保管廃棄施設	固体廃棄物の 保管機能	固体廃棄物の払出 し完了まで

(3) 放射線管理設備の維持管理

施設	設備等の名称	維持すべき機能	維持すべき期間
廃棄施設	セル内モニタリング設備	放射線監視機能	管理区域解除まで
	管理区域内モニタリング 設備	放射線監視機能	管理区域解除まで
	ローカルエアサンプリン グ設備	放射線監視機能	管理区域解除まで
	排気筒モニタ	放射線監視機能	管理区域解除まで
	放射線監視盤	放射線監視機能	管理区域解除まで
	放射線測定器	放射線監視機能	管理区域解除まで

(4) その他の施設の維持管理

施設	設備等の名称	維持すべき機能	維持すべき期間
廃棄施設	運転管理設備 ・警報設備 蒸発缶圧力上昇警報 廃液貯槽液面警報 廃液漏えい警報	警報吹鳴機能	設備撤去まで
	セル内火災警報 ホール内火災警報 負圧警報 γ線エリアモニタ警報 排気筒モニタ警報 室内ダストモニタ警報 セル、ホール内の温度 上昇警報 非常口扉の開放警報 セル遮蔽扉の開放警報 排風機運転警報	警報吹鳴機能	管理区域解除まで
	建家火災警報 非常用電源設備起動渋 滞警報	警報吹鳴機能	火災報知設備の解 体まで
	非常用設備 ・非常用電源設備	非常用発電機能	管理区域解除まで
	・消火設備 (セル内消火設備、 ホール内消火設備)	消火機能	管理区域解除まで
	通信設備	通信機能	管理区域解除まで

その他、消防法上、求められる消火設備については、管理区域解除後も維持する。

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1. 廃止措置に要する費用の見積り

本施設の廃止に向けた措置に要する費用の見積額は、約 60 億円である。

廃止に向けた措置に要する費用の見積額※

単位：億円

施設解体費	廃棄物処理処分費	合計※
約 22	約 38	約 60

※端数処理により、「施設解体費」と「廃棄物処理処分費」の合計と「合計」の記載は一致しない場合がある。また、同様に、各施設の見積額の合計は、大洗研究所（南地区）共通編に記載の総見積額と一致しない場合がある。

2. 資金の調達の方法

廃止に向けた措置に要する資金の調達の方法については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

十二 廃止措置の実施体制

1. 廃止措置の実施体制

廃止に向けた措置の実施体制については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

2. 廃止措置を適切に実施するために必要な情報の保持

廃止に向けた措置を適切に実施するために必要な情報の保持については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

3. 技術者の確保

技術者の確保については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

4. 技術者に対する教育・訓練

技術者に対する教育・訓練については、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

廃止に向けた措置に係る品質マネジメントシステムについては、大洗研究所（南地区）共通編の記載のとおり。

十四 廃止措置の工程

項目	工程*
・機能停止、調査、準備	———— (3～10年)
・除染作業	———— (3～10年)
・内装設備撤去	———— (5～10年)
・解体により発生した固体廃棄物の払出し	———— (5～10年)
・管理区域解除	———— (3～5年)

※記載した年数は暫定である。（工事期間は施設規模により5～10年を想定）

十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

No.	日付	変更の内容	変更理由
0	平成30年12月25日	廃止措置実施方針作成	
1	令和3年10月29日	記載項目名称等の変更	核燃料物質の使用等に関する規則の改正に伴う記載項目の変更のため。

添付 固体廃棄物前処理施設の核燃料物質使用変更許可の経緯

No.	申請 年月日	許可 年月日	主な内容
1	54 動燃 (安) 62 昭和 54 年 10 月 23 日 (補正) 昭和 55 年 2 月 20 日	55 安(核規)第 72 号 昭和 55 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> • 固体廃棄物前処理施設の設置
2	58 動燃 (安) 073 昭和 58 年 9 月 8 日	58 安(核規)第 638 号 昭和 58 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> • プラズマダスト回収装置を新設 • 電気設備容量の変更 • 非常用電源設備のうち、無停電電源装置容量の変更
3	58 動燃 (安) 137 昭和 59 年 2 月 21 日	59 安(核規)第 97 号 昭和 59 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> • 廃液処理設備の改造 • 除染補修設備の洗浄槽及びフードの移設 • 電解研磨装置及びプラズマ溶断用遠隔操作装置の新設
4	59 動燃 (安) 028 昭和 59 年 6 月 19 日	59 安(核規)第 391 号 昭和 59 年 8 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> • プラズマ溶断用遠隔操作装置の移設
5	59 動燃 (安) 044 昭和 59 年 7 月 24 日	59 安(核規)第 492 号 昭和 59 年 9 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> • 液体廃棄物輸送容器の新設
6	62 動燃 (安) 732 昭和 63 年 1 月 21 日	63 安(核規)第 34 号 昭和 63 年 2 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> • 除染試験用フードの新設
7	63 動燃 (安) 710 昭和 63 年 10 月 5 日	63 安(核規)第 678 号 昭和 63 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> • 焼却減容試験設備の新設
8	6 動燃 (安) 632 平成 6 年 6 月 24 日 (補正) 6 動燃 (安) 687 平成 6 年 7 月 19 日	6 安(核規)第 428 号 平成 6 年 10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> • プレスカッターの撤去
9	10 動燃 (安) 672 平成 10 年 8 月 7 日 (補正) 10 サイクル機構 (大洗安) 026 平成 10 年 10 月 27 日	10 安(核規)第 672 号 平成 10 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> • 室内ダストモニタを新たに設置
10	12 サイクル機構 (大洗安) 066 平成 12 年 7 月 10 日	12 安(核規)第 642 号 平成 12 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> • 臨界に係る記載を追加
11	13 サイクル機構 (大洗) 198 平成 13 年 11 月 14 日	13 諸文科科第 8302 号 平成 13 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> • 超音波洗浄槽の撤去 • 排気設備のうち予備機の追加 • 放射線管理機器の記載の変更

添付 固体廃棄物前処理施設の核燃料物質使用変更許可の経緯

No.	申請 年月日	許可 年月日	主な内容
12	15 サイクル機構（大洗）101 平成 15 年 8 月 11 日	15 諸文科科第 2671 号 平成 15 年 9 月 1 日	・ 焼却減容試験装置の撤去
13	15 サイクル機構（大洗）201 平成 15 年 12 月 19 日	15 諸文科科第 4782 号 平成 16 年 2 月 12 日	・ 表記方法の見直し
14	16 サイクル機構（大洗）233 平成 16 年 11 月 12 日	16 諸文科科第 2850 号 平成 16 年 12 月 10 日	・ プラズマロボット仕様の変更
15	28 原機（大環）030 平成 26 年 12 月 26 日 (補正) 平成 28 年 12 月 27 日	原規規発第 1704062 号 平成 29 年 4 月 6 日	・ 保管廃棄施設の位置の追加
16	30 原機（速材）002 平成 30 年 12 月 28 日 (補正) 30 原機（速材）007 平成 31 年 3 月 5 日	原規規発第 1905093 号 平成元年 5 月 9 日	・ 組織名称の変更
17	令 02 原機（速材）004 令和 2 年 12 月 23 日	原規規発第 2106221 号 平成 3 年 6 月 22 日	・ 共通編構成見直しに関する引用 先の見直し